

受動喫煙防止対策強化の必要性

- 受動喫煙は、健康に悪影響を与えることが科学的に明らか（例 肺がん、乳幼児突然死症候群 等）
- 3割を超える非喫煙者が飲食店や職場で受動喫煙に遭遇しており、望まない受動喫煙を防止することが必要
- 従業員や自らの意思で受動喫煙を避けることは困難な未成年者を受動喫煙から保護することが必要
- 近年のオリンピック・パラリンピック開催都市では、屋内を全面禁煙とするなど、法律や条例で対策を強化

基本的な考え方の内容

<目的>

受動喫煙の健康影響を未然に防止し、都民の健康の確保を図ること

<条例において定めること>

- 望まない受動喫煙の防止、未成年者の保護 → 都民、保護者等の役割
- 多数の人が利用する施設等は原則屋内禁煙（一定の場所を除く） → 対象施設、喫煙禁止場所の範囲、施設管理者の役割

<考え方のポイント>

- たばこの定義 一般的な紙巻たばこのほか、葉巻、加熱式たばこなど喫煙に用いられるものを対象
- 喫煙禁止場所の範囲 多数の人が利用する施設等を「原則屋内禁煙」
- 施設等の利用者・管理者に求めること
利用者に対して、施設の区分に応じた喫煙禁止場所で、喫煙を禁止
管理者に対して、施設等の入口付近に喫煙禁止場所の位置の掲示等を義務付け
- 実効性の担保 違反した喫煙者本人や施設管理者に対しては、罰則を適用
- 施行時期 2019年ラグビーワールドカップに間に合うよう施行

対象となる施設と喫煙禁止場所の範囲

施設の類型		
医療施設 ----- 小学校、中学校、高等学校 ----- 児童福祉施設		敷地内禁煙 未成年者や患者等が主に利用する施設
官公庁 ----- 老人福祉施設 ----- 大学、体育館		屋内禁煙（喫煙専用室設置も不可） 多数の人が利用し、かつ、他の施設では代替が難しい施設
ホテル、旅館（客室を除く） ----- 事業所（職場） ----- 娯楽施設、百貨店、駅、空港ビル		原則屋内禁煙（喫煙専用室設置可） 利用者側に他の施設を選択する機会があるものや、嗜好性が強い施設
飲食店	食堂、ラーメン店等 ----- 居酒屋等	
	バー、スナック等	
バス、タクシー、航空機		車内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)
鉄道、船舶		原則車内禁煙 (喫煙専用室設置可)

面積30㎡以下で、従業員を使用しない店、又は全従業員が同意した店、かつ未成年者を立ち入らせない店
→利用者が選択可能な掲示を義務付けた上で、喫煙禁止場所としない